

学校・地域の連携と学校評議員制度

赤 星 晋 作

1. はじめに

学校と地域社会の連携は、学校が地域の中に存在しその子どもの教育を使命とするということから、時代を超えて、程度の差こそあれ唱えられ実践されてきた¹。

最近では、子どもの効果的な教育という観点から、さらに生涯学習、情報化・国際化社会という観点から一層学校と地域の連携が唱えられる。特にこの傾向は、その後の教育施策に強い影響を与えてきた臨時教育審議会答申以降にみることができる。

そして、学校と地域の連携を促進するために2000（平成12）年1月学校教育法施行規則の一部が改正され、学校評議員制度が法制化された。

そこで本論では、臨時教育審議会「教育改革に関する第1次答申」（1985年）以降の答申を中心に学校評議員制度の背景を探り、学校評議員制の趣旨、運営等について明らかにしていく。そして、学校評議員制が実際どのように学校現場で実施されているのか、甘木市立金川小学校の事例を調査し具体的にみていく。

最後に、それらをふまえて学校評議員制の課題について考察を加え、今後の学校評議員制のあり方を展望していく。

2. 学校評議員制の背景～学校と地域の連携の主張（臨時教育審議会答申以降）～

臨時教育審議会は、「教育改革に関する第1次答申」（1985年）、「教育改革に関する第2次答申」（1986年）、「教育改革に関する第3次答申」（1987年）、「教育改革に関する第4次答申」（1987年）の4答申を提出しているが、それぞれの答申において学校と地域の連携については触れている。しかし、その中で特に「教育改革に関する第3次答申」（1987年）では第2次答申を受け、具体的に幾つかの提言をしている。そして、「開かれた学校」という観点から、それは学校施設の地域社会への開放等にとどまらず、学校の管理運営への地域・保護者の意見の反映等開かれた学校経営への努力を志向するのであり、「学校は教育方針等について、保護者に積極的に説明するなど十分な情報の提供を行い、また、保護者や地域住民の意見を学校の運営に生かすように努め

るなど保護者や地域住民に対してより開かれた学校経営を心がけなければならない」と言っている。ここに、学校評議員制度の伏線をみてとれる。

これらの答申をふまえて、教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」（1987年）では、「II 教育課程の基準の改善の関連事項」で「学校は、地域の施設を積極的に活用したり、学校教育活動について地域の人々の理解や協力を求めたりするほか、家庭や地域社会の建設的な意見に耳を傾けるなど、地域に開かれたものとなるよう学校運営の一層の改善充実を図ることが必要である」と記している。そして、1989（平成元）年に小・中・高等学校の学習指導要領が改訂された。

また、中央教育審議会第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（1996年）では、これからの社会において求められる資質・能力を「生きる力」とし、その「生きる力」は、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、社会全体ではぐくんでいくものであると言い、かなり詳しく、学校・家庭・地域社会の連携の在り方について述べている²。

この答申等の内容に留意した教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」（1998年）では、「II 教育課程の基準の改善の関連事項」の中で、「家庭及び地域社会における教育との連携」の項目を設け、学校は、家庭や地域社会とともに幼児児童生徒を育てていくという観点から、一層開かれた学校づくりを進めていく必要がある、としている。そしてそのためには、「校長をはじめすべての教職員が自らの責任を自覚し、教育方針や特色ある教育活動の取組、児童生徒の状況など学校教育の状況等を家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得るとともに、保護者や地域の人々との意思疎通を十分図ることが大切である」と明記している。

この答申を受けて1998（平成10）年に『小学校学習指導要領』『中学校学習指導要領』が、1999（平成11）年に『高等学校学習指導要領』が改訂された。改訂された学習指導要領においては、学校と地域社会の連携の推進においてさらに踏み込んだ内容となっている³。

ところで、1998（平成10）年9月、先の中央教育審議会第1次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（1996年）や教育課程審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」（1998年7月）にみられる教育改革を成功させるためには、各学校が特色を生かし創意工夫のある教育活動を展開すること、また地域全体として子どもの教育を支援していくような取組が不可欠であるとして、学校と地域の在り方、それを支える教育委

員会の在り方、地方教育行政制度の在り方に焦点を当て幾つかの提言がまとめられた。それが、中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」である⁴。

答申中の「学校の自主性・自律性の確立について」のところ、各学校が家庭や地域の要請に応じ自主的・自律的に特色ある教育活動を展開できるようにするために、「教育委員会と学校の見直しと学校裁量権限の拡大」「校長・教頭への適材の確保と教職員の資質向上」「学校運営組織の見直し」「学校の事務・業務の効率化」「地域住民の学校運営への参加」の5つの視点から改善点が示された。

そして「地域住民の学校運営への参加」の箇所、学校と家庭・地域が連携協力していくためには、「学校を開かれたものにするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組が必要である。このような観点から、学校の教育目標とそれに基づく具体的教育計画、またその実施状況についての自己評価を、それぞれ、保護者や地域住民に説明することが必要である」とし、またより一層地域に開かれた学校とするためには、「学校が保護者や地域住民の意向を把握し、反映するとともに、その協力を得て学校運営が行われるような仕組みを設けることが必要であり、このような観点から、学校外の有識者等の参加を得て、校長が行う学校運営に関し幅広く意見を聞き、必要に応じ助言を求めるため、地域の実情に応じて学校評議員を設けることができるよう、法令上の位置付けも含めて検討することが必要である」、また「学校評議員には、学校運営の状況等を地域に周知することなどにより、学校と地域の連携に資することが期待される」としている。

そして、具体的改善方策を以下のようにあげている。

(教育計画等の保護者や地域住民に対する説明)

ア 各学校においては、教育目標や教育計画等を年度当初に保護者や地域住民に説明するとともに、その達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明するように努めること。また、自己評価が適切に行われるよう、その方法等について研究を進めること。

(学校評議員の設置)

イ 学校に、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができることとする。

ウ 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする。

エ 学校評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の実施、学校と地域社会の連携の進め方など、校長が行う学校運営に関して、意見を述べ、助言を行うものとする。

(学校評議員の構成)

オ 学校評議員については、学校の種類、目的等に応じて、学校区内外の有識者、関係機関・青少年団体等の代表者、保護者など、できる限り幅広い分野から委嘱することが望ましいこと。

(意見交換の機会の設置等)

カ 校長は、必要に応じて、学校評議員が一堂に会して意見を述べ、助言を行い、意見交換をする機会を設けるなど運営上の工夫を講じること。

3. 学校評議員制の法制化

こうして、2000（平成12）年1月21日「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、学校評議員制が同年4月1日から施行されることとなった⁵。

学校評議員に関する条文は、以下のとおりである。

(学校評議員の設置・運営参加)

第23条の3 小学校には設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

(第55条、第65条、第65条の10、第73条の16、第77条)

なお学校評議員に関しては、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成12年1月21日 文部事務次官通知）の中で留意事項をあげている。ポイントとなる事項を幾つかまとめてみると、次のようになっている。

学校評議員の設置について

- ・本制度は学校や地域の実情に応じて柔軟に対応することが望ましく、必置ではない。また、すでに設けているこれに類似する仕組みは廃止又は改正する必要はない。
- ・人数や委嘱期間等、学校評議員の在り方は当該学校の設置者が定める。
- ・学校評議員は、一人一人がそれぞれの責任において意見を述べる。ただし、設置者の定めや校長の判断により一堂に会して意見交換を行う等運用上の工夫をする。

学校評議員の運営について

- ・学校評議員は、校長の学校運営に関する権限と責任において、校長の求めに応じて意見を述べるができる。その際校長は、学校評議員に対して学校の活動状況について十分説明することが必要である。そして校長は、学校評議員の意見を参考としつつ、自らの権限と責任において判断し決定する。
- ・学校評議員に意見を求める事項は、学校運営の基本方針や重要な活動に関する事項（例えば学校の教育目標や計画、教育活動の実施、学校と地域の連携の進め方等）が考えられるが、具体的には校長自らの判断による。
- ・校長は、学校評議員の運営の方法や手続きに関して、設置者等の定める範囲内で必要な規定を定めることができる。

学校評議員の委嘱について

- ・学校評議員は、教育に関する理解、教育に関する識見を要件とする。よって、学校評議員には、保護者や地域住民等が考えられ、児童生徒は想定していない。
- ・学校評議員は、学校外から意見を聞くという観点から、当該学校の職員以外から委嘱する。
- ・学校評議員の身分取扱いは、設置者が定める。その際、守秘義務に関する規定を検討する必要がある。

学校評議員の設置は2000（平成12）年4月1日からの施行であるが、その設置状況は、2001（平成13）年4月1日現在次のようになっている⁶。

都道府県立及び指定都市立学校において、すでに学校評議員を設置している団体は都道府県30/47団体・指定都市4/12、設置することが決定され現在人選等具体的な設置の手続き中の団体は都道府県10団体・指定都市1団体となっている。

ところで、一部要件が異なり厳密には学校評議員には当たらないがその目的や趣旨が学校評議員とほぼ同じ制度（学校評議員類似制度）を導入している場合もみられる。よって、学校評議員に類似制度も含めてその設置状況をみると、いずれかを設置している団体は都道府県33団体・指定都市6団体であり、それに現在は設置されていないが設置することを決定した団体を加えると都道府県42団体・指定都市9団体となっている。

表1は、学校評議員及び類似制度の設置状況を表にまとめたものである。

表1 都道府県立・指定都市立の学校における学校評議員及び類似制度の設置状況

	学校評議員 (都道府県)	類似制度 (都道府県)	学校評議員 (指定都市)	類似制度 (指定都市)	いずれかを設置 する団体数	
設置 している	全校で 設置	群馬, 東京, 岐 阜, 三重, 滋賀, 長崎, 大分, 沖 縄(8県)	高知(1県)		広島市(1市)	10団体 (9県+1市)
	一部学校 で配置	北海道, 青森, 宮城, 福島, 茨 城, 栃木, 神奈 川, 新潟, 富山, 長野, 静岡, 愛 知, 兵庫, 奈良, 和歌山, 島根, 岡山, 山口, 香 川, 愛媛, 福岡, 鹿児島(22県)	山形, 大阪, 奈 良(3県)	千葉市, 名古屋 市, 京都市, 北 九州市(4市)	横浜市(1市)	29団体 (24県+5市)
設置 していない	具体的手 続中	秋田, 山形, 埼 玉, 石川, 山梨, 鳥取, 広島, 徳 島, 佐賀, 熊本 (10県)		仙台市(1市)	川崎市, 福岡市 (2市)	12団体 (9県+3市)
	設置決定 済み					0団体
	検討中	岩手, 千葉, 福 井, 京都, 宮崎 (5県)	千葉(1県)	札幌市, 大阪市, 神戸市, 広島市 (4市)		8団体 (5県+3市)
	設置予定 なし	大阪, 高知(2 県)		川崎市, 横浜市, 福岡市(3市)		0団体
					合計	59団体

出典) 文部科学省『教育委員会月報』第53巻 第5号, 2001年8月号, 12頁。

さらに、市(指定都市を除く)町村立学校における学校評議員及び類似制度の設置状況は、すでに設置した団体は、全国計で672団体(21.2%)、設置が決定され現在手続き中の団体は322団体(9.8%)、具体的な手続きには入っていないが設置することを決定した団体は357団体(10.9%)となっている。これらを合計した設置決定済み団体数は、1,376団体(41.9%)となる。

4. 学校評議員制の実際

各学校において学校評議員は、どのように設置・運営されているのであろうか。ここで、文部科学省(文部省)の調査協力校として、学校評議員制の在り方について実践的な研究を展開している福岡県甘木市立金川小学校の事例をみていく。

まず、甘木市教育委員会は、以下のように学校管理規則の一部を改正し、学校評議

員運営規程を定めている。

甘木市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

(学校評議員)

第15条の3 校長は、教育委員会の承認を得て、学校に学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により教育委員会が委嘱する。
- 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

甘木市立学校評議員運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、甘木市立小・中学校管理規則（平成2年甘木市教育委員会規則第6号）第15条の3の規定に基づき、学校評議員の運営等について定めるものとする。

(定数)

第2条 学校評議員の定数は、各小・中学校において10人以内とする。

(任期)

第3条 学校評議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役割)

第4条 校長は、学校の運営に関し、自己の権限と責任に属する事項のうち必要と認める事項について、学校評議員に意見を求める。

- 2 校長は、学校評議員の意見を参考としつつ、学校運営を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(報酬等)

第6条 学校評議員に対する報酬等については、教育長が別に定める。

(運営の基本方針)

第7条 学校評議員の運営は、校長の責任と権限において行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、学校評議員の運営上必要な事項については、校長が定める。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

そして金川小学校では、保護者や地域住民と連携協力し新しい発想による効果的な教育活動の展開という観点から、学校教育に関する意見や助言、情報を学校経営や教育活動へ生かし学校教育を活性化するという趣旨のもと、学校評議員運営要領(規約)を作成している⁸。

金川小学校の学校評議員運営要領(規約)は以下のとおりである。

甘木市立金川小学校 学校評議員運営要領(規約)

(設置)

第1条 甘木市立金川小学校(以下 金川小学校)に学校評議員を置くことができる。

2 金川小学校学校評議員は、次に掲げる者から、甘木市教育委員会が委嘱する。

- (1) 校長の学校運営及び学校の教育活動に関して情報提供及び助言ができる者
- (2) 学校と地域社会及び家庭との望ましい連携の在り方等についての情報提供及び助言ができる者
- (3) 学識経験者

3 前項に規定する委員の委嘱は、校長が候補者名簿を作成し、甘木市教育委員会の承認をえて行うものとする。

(目的)

第2条 学校評議員は、校長の求めに応じて、活力ある教育活動の実施、学校と家庭・地域社会との望ましい連携の在り方など、校長の行う学校運営に対して意見を述べ、助言を行うものとする。

(職務)

第3条 学校評議員は、校長の学校運営及び学校の教育活動に助言するため次の職務を行う。

- (1) 連絡会に参加する。
- (2) 個別的に相談に応じる。
- (3) 地域、保護者の情報提供を行う。

(定数)

第4条 学校評議員の定数は若干名とする。

(任期)

第5条 任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(組織)

第6条 学校評議員連絡会を定例、臨時に開くこととする。

- 2 連絡会は校長が召集し、主宰する。

附則 この規約は、平成11年11月1日から施行する。

では実際に、どのように学校評議員を選考し運営しているのかみてみよう。

まず、学校評議員選考の基本的な考え方は次のとおりである。

- ・学校、校長に協力することができる人を選考する。
- ・充て職にならないように配慮する。
- ・個人的にお願いする。(校長の在任期間でお願いする)
- ・地域の代表者、保護者の代表者の観点で考える。
- ・校区全体から選考し、地域の偏りがないようにする
- ・年齢の幅があるように努力する。
- ・学校関係者は最小限にとどめる。(校長経験者を1名入れてもよいが、校種が違う方が望ましい)

こうして、金川小学校では6名の学校評議員を選出している。それぞれの所属は、①地域代表(振興会長)、②地区代表(企業経営者、前教育委員長)、③地区代表(児童保護施設園長、前中学校長)、④地区代表(公民館館長)、⑤保護者代表(PTA会長)、⑥保護者代表(母親の代表)である。

学校評議員に対しては、個別聴取事項と一堂に会する連絡会での聴取事項に分け、基本的には次のような内容について意見を求める。

個別聴取事項

- ・学校行事、学習指導での安全性、効率性に関わる問題点（課題）はないか
- ・学校教育の公開性に関わる問題点（課題）はないか
- ・いじめ、不登校等に関する問題点（課題）はないか

一堂に会する連絡会での聴取事項

- ・地域での子どもの見守りをどうするか
- ・21世紀の教育（学校）はどうあるべきか
- ・総合的な学習の時間（地域学習）の内容はどうあるべきか

平成12年度は、個別聴取3回(①運動会について ②次年度の学校経営について ③学校開放日について、学力テストの公開について)、連絡会2回(①本年度の学校経営について ②外部者の年間アンケート調査と職員の年間アンケート調査について)行われている。

この中で具体的な意見や助言があるが、その内容は、職員会議や朝礼等をとおして学校教職員へ、アワ・スクール委員会（従来の学校と地域の連携組織）をとおして保護者や地域住民に公開しているが、プライバシーに関する事項や校長の求めに応じた意見でない部分は非公開としている。

このように運営された学校評議員制の成果と課題は、以下のように整理される。

- (1) 学校の取り組み（学校開放日や餅つき大会等）を、地域・保護者で後押しする意見をもらい自信を持って教育活動に取り組むことができた。
- (2) 学校の教育活動を見てもらい意見を聞く中で、地域や保護者の学校に対する熱い思いがあることがわかってきた。
- (3) 子どもの具体的なデータを学校評議員に提出したことで、その対策を学校だけでなく、地域や保護者にまで広げて取り組むことができた。
- (4) 学校評議員への意見聴取の考え方がわかり、具体的な聴取の方法が明らかになった。
- (5) 学校評議員の選考の観点が明確になった。
- (6) 校長が評議員連絡会を開催したことで、目頃から漠然としていた学校の姿や地域の人々の学校に対する要望等が明らかになった。
- (7) 文部省から講師を招聘して開催した学校評議員に関する講演会は、管理職及び学校評議員や学校教育モニターにとって大変効果的であった⁹。
- (8) 学校評議員や学校教育モニターに学校の現状その他生徒等の実態についての情報交換会をもったことは、これからの開かれた学校づくりにとって、大変有効であった。

(9) 規約についての条項（解職、守秘義務等）等で不備な部分がみえてきた。

(10) 学校評価の項目をどうするのかがわかってきた。

今後の課題として、基本的には「地域コミュニティー」をどう創っていくのかが課題であるとして、次のように述べている。

(1) 啓発をどのように進めるかを検討する必要がある。

(2) 今後、地域に開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの観点から、学校の自己評価・自己点検について十分考える必要がある。

学校内の評価と学校外の評価の内容の双方から、現在の評価項目を検討する。

(3) 学校評議員連絡会をはじめとして意見聴取の内容・方法の検討をする。

連絡会運営をどのようにするか、話題をどうするかなどを今後継続して検討する必要がある。

(4) 予算・保険等の関係で、どこまで評議員制を充実させるかが課題である。

(5) 意見聴取内容の保存（メモをどうするか、公開をどうするか等）を、情報公開のかかわりで検討する必要がある。

(6) 学校評議員制の趣旨、学校評議員の役割等を地域全体が理解することが重要である（PTA総会時の校長挨拶、PTA新聞等での啓発をしてきたが、まだ不十分である）

(7) 教職員が地域に開かれた学校づくりをするように研修会等で研修を積ませることが重要である。（これからの学校の在り方等について考えるようになってきたが、まだ十分ではない。これからの学校の在り方、特に「内に開く」ことについても具体的な施策が必要である）

5. 今後の課題

金川小学校の事例の成果と課題でもいくつかあげられているが、最後に学校評議員制をめぐる基本的な課題について考察したい。

学校評議員の提案は、先に述べた中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」（1998年）の「学校の自主性・自律性の確立について」の箇所を示された5つの改善点の中の1つ「地域住民の学校運営への参加」においてであった。

そもそも学校評議員制とは、学校と地域が連携協力し効果的な教育活動が展開されるために、保護者や地域住民の意向を把握・反映し、両者が協力して学校運営が行われるようにするための制度である。こうした趣旨に添って、学校評議員は学校運営に関して意見や助言を述べるのであり、意見や助言を述べるためには学校の状況（学校の教育目標や計画、教育活動、学校と地域の連携等）を知っておかね

ばならず、それらに関する十分な説明や情報が提供されなければならない。学校は、学校評議員に学校の状況、特に意見や助言を求める事項に関して十分に説明する必要がある。さもないと、学校評議員は学校の状況をふまえた適切な意見や助言はできない¹⁰。いわゆる、アカウントビリティ (accountability, 説明責任) の問題である¹¹。

そして、学校評議員が意見や助言を述べる時、地域の代表として率直に述べる必要がある。単に賛同的・迎合的ではなく、問題によっては学校・教師サイドが期待するような意見と異なる場合があっても当然である。

こうした問題は、広く学校・地域の連携を考えた場合に起こる問題である。本来の目的、機能、組織、文化等が異なる集団（個人）が、協働しようとする場合そこに当然葛藤 (conflict) が生じる。しかし、こうした意見の衝突、葛藤は否定的ではなく、改善や発展の契機としてとらえることができる。集団（個人）は、似たような文化ではなく、異なる文化に触れたとき初めて、自らの文化について意識し内省する。独善的、閉鎖的になりがちな学校にとって、外部からの異なる意見は大切なのである¹²。

ただ一方では、学校・教師には専門的見地や経験に基づく考えや主張もある。外部からの意見は学校と異なり率直であることが必要であるが、それらは教師の専門性を侵すものであってはならない。むしろ、教師の専門性を発揮し能力を十分生かしていく方向でなされなければならない。

つまり、学校評議員の地域代表的な性格と教師（学校）の専門的性格をどのように調整し、学校改善に導いていくかということである。校長にはこうした葛藤を調整し処理していくコンフリクト・マネージメント (conflict management) 技能が求められる¹³。

さらに、学校評議員制においては校長のリーダーシップが今まで以上に問われてくる。「校長の求めに応じ」て学校評議員は意見を述べるのであり、校長はそれらの意見を参考としつつ、自らの権限と責任で判断し決定しなければならないのである。そもそも、2000（平成12）年1月21日「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」において整備された一連の学校評議員に関する規定（学校教育法施行規則第23条の3、第55条、第65条、第65条の10、第73条の16、第77条）、校長・教頭の資格に関する規定（学校教育法施行規則第8条、第9条、第9条の2、第10条）、職員会議に関する規定（学校教育法施行規則第23条の2、第55条、第65条、第65条の10、第73条の16、第77条）は、自主的・自律的な特色ある学校を目指し校長の権限強化を意図したものであり、それだけ校長のリーダーシップが求められているのである。

最後に、学校評議員制と連動して各学校に自己評価が求められるが、学校評価における学校評議員の位置付けの問題である¹⁴。学校評議員の場合、地域住民の学校運営へ

の参画をその役割としていることから、学校の自己評価に関しては、どのような評価を、どのように実施するかという自己評価の形成、また評価結果の分析と考察への関わりが考えられる。

評価の客観性を高めるために第三者、つまり外部者の評価も求められるが、その際、学校評議員が純粹に第三者として外部評価に関わるということには、その本来の役割から考えると論理的に矛盾がでてくる。自らかかわった行為に対して外部者として評価する事は矛盾する¹⁵。しかし、直接的に学校の自己評価といった場合は、学校の教職員による教育目標や教育計画等を中心にした評価となるだろうから、学校評議員は外部的な存在として学校評価にかかわることはできよう。

自己評価に関し意見や助言を述べると同時に、また一方では第三者として評価するといった位置付けが考えられるのである。学校評議員の位置付けが曖昧なのである¹⁶。

学校評議員制は2000（平成12）年4月に施行されまだ始まったばかりであり、学校現場では混乱もみられる。また、上にあげたような課題もある¹⁷。しかし、実際運営していく中で「学校と地域の連携協力」という観点から、その学校、地域の実状にあった学校評議員制のあり方、その役割、位置付け、構成、運営等を一層工夫・改善していくことが求められている。

註

- 1 わが国における学校と地域の連携の歴史については、拙稿「学校と地域社会の連携—最近の動向と課題—」（『九州産業大学国際文化学部紀要』第15号，2000年，1-8頁）に概説している。
- 2 本答申では、これからの社会を展望し、特に子どもの効果的な教育という観点から学校と地域社会の連携を強調している。
この中では、変化の激しい先行き不透明な時代と今後の社会を見通し、これからの子どもに必要なとなるのは、どのように社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、問題を解決していく資質や能力であり、また、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性である、としている。そして、これらの資質や能力を「生きる力」として、その「生きる力」を学校、家庭、地域社会をとおして育てていくこと、またそのためには子ども及び社会全体に「ゆとり」が必要である、と指摘している。そして、完全学校週5日制を提言した。
- 3 新たに登場した「総合的な学習の時間」においては、地域や学校、児童・生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童・生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うとし、そのねらいとして「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること」「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方（在り方生き方）を考えることができるようにすること」（小・中・高等学校学習指導要領 総則 総合的な学習の時間の取り扱い）をあげている。
- 4 文部省は1997年、「地方分権推進委員会第1次勧告」（1996年）を受けて「21世紀に向けた地方教育行政の在り方に関する調査研究協力者会議」を設立した。協力者会議は同年9月「論点整理」を公表したが、そ

の後これをもとにして、中央教育審議会に「今後の地方教育行政の在り方について」が諮問された。本答申は、行政改革、地方分権の観点をも十分に考慮したものとなっている。

- 5 本改正では、その他に校長及び教頭の資格関係と職員会議関係の規定が整備された。(校長・教頭の資格に関しては学校教育法施行規則第8条, 第9条, 第9条の2, 第10条, 職員会議の設置に関しては学校教育法施行規則第23条の2, 第55条, 第65条, 第65条の10, 第73条の16, 第77条)
- 6 文部科学省『教育委員会月報』第53巻 第5号, 2001年8月号, 10-14頁。
- 7 甘木市立金川小学校・十文字中学校『「学校評議員制度」導入の試みⅡ—地域住民の学校運営の参画の在り方—』, 2001年。

甘木市は福岡県のほぼ中央部に位置し、人口約4万3千名(2001年)の、主に農業を中心にした都市である。同市内に公立小学校9校, 中学校4校, 高校3校を有している。金川小学校はその中の1校であるが、各学年1学級, 合計6学級, 全校児童数166名, 教職員16名(2000年度)の小学校である。本校は、文部省(文部科学省)による「学校の教育活動の自己評価等に関する調査研究」(平成11年度)、「地域住民の学校運営の参画の在り方に関する調査研究」(平成12~13年度)の協力校として、学校評議員制度の導入・運営, 学校の自己評価・自己点検について実践的な研究をしている。

- 8 学校評議員の役割として、①教育活動において、新しい発想を生み出す指導助言を行う(アドバイザー)、②学校に関する情報を学校に伝え、また学校の考えを地域に伝える(スポークスマン)、③トラブル発生時の相談役、仲介役等を果たす(カウンセラー)、具体的な活動内容は、①連絡会に参加する、②個別に相談にのる、③情報を伝える、としている。
- 9 金川小学校では、学校評価の外部評価において学校評議員以外に「学校教育モニター」(地域住民, 保護者から10名)を校長が委嘱し、アンケート調査等により評価を依頼している。
- 10 福岡県では、文部省(文部科学省)による「学校の教育活動の自己評価等に関する調査研究」(平成11年度)、「地域住民の学校運営の参画の在り方に関する調査研究」(平成12~13年度)の協力校小・中学校各3校において、学校評議員制度の運営にあたっての課題とその解決のための調査研究をしている。

調査の中で、学校評議員が意見を述べやすかった項目として「学校や地域との連携の進め方」、「授業参観や学校行事での児童生徒の様子」「学校の教育活動や学校行事の内容」「生徒指導上の問題」「学校外での児童生徒の状況」等をあげている。対して、意見を述べにくかった項目は「学校の教育計画」「教育内容の削減と学力の問題」「学習指導法の工夫・改善」「保護者や地域の方々からの教職員への要望」「学校の教育目標(児童生徒像・学校像・教師像)」「総合的な学習の時間の在り方」となっている。(文部科学省『教育委員会月報』第53巻 第5号, 2001年8月号, 44-52頁)

特に専門的な内容や用語等、学校側から学校評議員へもっと詳しい説明や情報提供が必要であると考えられる。

- 11 アカウンタビリティ(accountability)は「説明責任」と訳されているが、厳密には教育成果をあげる責任、経営責任を伴うものである。
- 12 筆者は、学校・地域・大学のパートナーシップの意義として、この点を強調している。(赤星晋作『学校・地域・大学のパートナーシップ—ウェスト・フィラデルフィア改善組織(WEPIC)の事例研究』学文社, 2001年)
- 13 学校評議員制では、合議して何かを決定するというのではなく、あくまで校長が学校評議員の意見を参考としつつ自らの権限と責任において判断し決定するのであるが、このようなマネジメント技能は必要である。
- 14 2002(平成14)年3月29日、「小学校設置基準」(平成14年文部科学省令第14号)、「中学校設置基準」(平成14年文部科学省令第15号)、「高等学校設置基準の一部を改正する省令」(平成14年文部科学省令第16

学校・地域の連携と学校評議員制度

号)、「幼稚園設置基準の一部を改正する省令」(平成14年文部科学省令第17号)が制定され、自己評価、情報の積極的な提供等に関する規定が設けられた。自己評価、情報の積極的な提供等総則にかかわるものについては2002(平成14)年4月1日から施行され、編制、施設及び設備にかかわるものは2003(平成15)年4月1日から施行されることとなった。

- 15 文部科学省『教育委員会月報』第52巻 第6号, 2000年9月号, 29-30頁。
- 16 先の福岡県の調査研究協力校小・中学校各3校における調査によると、学校評議員には学校の内部評価結果の分析やその活用等について意見・助言を求めている。そして、学校の外部評価を求めている。なお、金川小学校でも同様であるが、外部評価を学校評議員の他に地域住民・保護者の代表よりなる学校教育モニター(10名)に依頼している。
- 17 先の福岡県の調査研究協力校小・中学校各3校における調査によると、学校評議員制度を運営していくポイントを、①学校評議員の人選、②校長のリーダーシップ、③学校評議員の役割・機能の明確化と関係者(学校評議員、教職員、PTA等)の共通理解、としている。